

多摩読売写真クラブ規約

(名称及び事務所)

第1条：本会は、「多摩読売写真クラブ」と称し、事務所を立川市曙町 1-27-10 読売新聞立川支局に置く

2、本会は、前項の名称のほかに「多摩YPC」を呼称することができる。

(目的)

第2条：本会は、広く写真文化の振興を目指し、写真技術の向上を図るとともに会員相互の親睦を高めることを目的とする。

(組織)

第3条：本会は、第2条の目的に賛同する会員をもって組織する。

2、本会は支部組織を設けることができる。

(事業)

第4条：本会は、前条の目的達成のため、おおむね次の事業を行う。

- (1) 撮影会・講習会・講座等の開催
- (2) コンテスト・展覧会・作品展の開催
- (3) その他必要な事業

(役員)

第5条：本会は、次の役員を置く

- | | | |
|-------------|-----|-----|
| (1) 会 | 長 | 1名 |
| (2) 副 | 会 長 | 2名 |
| (3) 事 務 局 長 | | 1名 |
| (4) 幹 | 事 | 若干名 |
| (5) 会 計 監 査 | | 2名 |

2、本会は、顧問並びに相談役を置くことができる。

(役員 の 選 出)

第6条：前条の役員は、役員会において候補者を選出し、総会の承認を得るものとする。

(役員 の 任 期)

第7条：役員任期は、1年とする。ただし再任は妨げない。

2、補欠等により年度の途中において就任した役員任期は、前任者の在任期間とする。

(総 会 及 び 役 員 会)

第8条：総会は、年1回会長が招集する。会長が認めた場合、臨時総会を開くことができる。

2、会長は、必要と認めたときに役員会を開くことができる。

(入会金及び会費)

第9条：本会の入会金、会費は、次の通りとする。

(1) 入会金 1,000円(入会時のみ)

(2) 会費 4,000円(年額)

尚、新規入会者の会費については、次の通りの入会月の金額とする。

1月から3月の入会者 4,000円

4月から6月の入会者 3,000円

7月から9月の入会者 2,000円

10月から12月の入会者 1,000円

(会計年度)

第10条：その年度は、1月1日から12月末日とする。

(入会及び脱会)

第11条：本会に入会を希望するものは、会の指定の口座振り込み、用紙に住所氏名など記入し、入会金、年会費を添えて同用紙で振り込む。

振り込まれた日から会員となる。

2、継続会員は、新会計年度開始後、速やかに会費を納入するものとする。
納入しない場合は、脱会とみなす。

3、本会の目的に反し、または好ましくない行為があった者は、役員会の議を経て会員資格の取り消しすることができる。

4、本会を脱会しようとする会員は、申し出により脱会できる。

ただし、既に納入された会費等は原則として還付しない。

(規約の改廃)

第12条：規約の改定は、総会出席者の3分の2の賛成をもって改廃するものとする。

(付 則)

多摩読売写真クラブ規約 昭和63年1月29日 施行

平成2年2月2日 一部改正

平成5年3月6日 全文改正同日施行

平成13年2月18日 一部改正同日施行

平成21年3月1日 8条(2)改正、一部22年1月1日施行

平成26年2月22日 9条一部

平成27年2月15日 11条3項を抹消、4項、5項が繰り上がり